

# 玉出中だより

平成29年4月21日  
大阪市立玉出中学校  
4月増刊号2 No.3

## 玉出中学校の学校生活の手引き～めざすべき生徒像のために～

学校生活での細かい決まりや中学生として心掛けなければならないことが記載された「玉出中学校の学校生活の手引き～めざすべき生徒像のために～」を2・3年生は4月17日（月）、1年生は18日（火）に配布しました。1年生には、18日・6時間目の学年集会で生徒指導主事の鈴木先生から説明をしました。

この手引きとともに『玉出中学校生徒10カ条』をしっかりと意識し、お互いにルールやマナーを守ることで、みんなが安心で安全に、そして楽しく学習活動ができる玉出中学校にしていきましょう。

裏面には、大阪市教育委員会から提示されている「学校安心ルール」を掲載していますので、自分の学校生活を再度、振り返ってみてください。

## 生活指導講話（西成警察署生活安全課少年係）

4月17日（月）8時30分から体育館で全校集会を行い、西成警察署生活安全課少年係・太田係長を講師に招き、生活指導講話を行いました。

太田係長からは、以前、ご自身が担当された少年事件（夜遅くまで遊んだり、万引きや喫煙をきっかけにして徐々に犯罪がエスカレートし、最後には覚せい剤に手出し、錯乱状態から自殺した少年の話）を例に挙げ、中学生としての心構えやルールを守ることの大切さなどについて教えていただきました。また、スマホやパソコンのSNSの書き込みにかかわって、悪ふざけがとんでもない事件になってしまうケースなどを紹介していただき、その利用の仕方についての注意もしていただきました。



子どもたちが事件に巻き込まれることなく、安全・安心な生活が送れるよう、家庭や地域でもしっかりと見守っていただきますようお願いします。

## 1年生 制服着こなしセミナー

4月20日（木）、本校の制服を作ってくれている株式会社トンボ・販売部の藤森さんを講師に招き、1年生を対象に「制服着こなしセミナー」を開催しました。

藤森さんからは、制服のモデル採用にかかわる面接を例に挙げ、挨拶や服装の大切さ、社会人として身に着けておかなければならぬマナー、制服の役割についてわかりやすく教えていただきました。

- ・制服を着ることによって、一個人から玉出中学校の生徒に切り替わる
- ・同じ学校に通う仲間としてのシンボルであり連帯感が高められる
- ・社会で通用する服装マナー・ルールを身につける

2・3年生の皆さんも、朝、家を出るときに、自分の服装をチェックしましょう。「服装の乱れは 心の乱れ」です。自分の未来のために、今を大切にしましょう！  
本日、「問題行動の対応について」も配布していますので、ご確認ください。

## 『学校安心ルール』(案)

～「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と『学校等が行う対応』の一覧表～

学習の場に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行う対応
第1段階 ・授業におくれる ・授業をさぼる	・いやがることを言う ・ことばやしでできだからかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・いやがることを言う ・ことばやしでできだからかう、ひやかす ・無視をして指導を聞かない	・自分の机等に落書きする ・教室や学校の物をかってに使う ・教室や学校の施設にいたずらをする	・その場で注意 ・教室における個別指導および家庭連絡 ・単位活動または学習課題
第2段階 ・授業に関係ない話をする、関係ないことをする、書を立てる、他の子にちょっとかいをかけるなど、授業をじゅまする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり書ったりする ・物をかくす	・悪口、かけ口を言う ・バカにしたようなことをしたり書ったりする ・こわがるようなことをしたり書ったりする	・教室や学校の物をこわす ・夜中に家から出歩き徘徊する（大阪府青少年健全育成条例）による ・カードやゲーム等で隠けごとをする	・教室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡 ・数日間の単位活動または学習課題
第3段階 ・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、漏れるなど、深刻な行為で授業をじゅまする ・テストのじゅまする ・カニニングをする ・学校をさぼり地域でたむろする	・おどすようなことをしたり書ったりする ・いやがることを無理やりさせる、力強くする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう ・物をこわす、する	・おどすようなことをしたり書ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・大規模な器物破壊 ・窃盗行為 ・メンバーを強要するなどの悪質な隠けごと ・万引き・飲酒・喫煙 ・痴呆狂乱 ・凶器物（刃物）の所持 ・違法薬物の所持・使用・販売行為 ・薬物の乱用 ・窃盗行為・痴漢行為 ・放火・強制わいせつ ・強盗	・一定期間の教室における個別指導および学習指導 ・状況によっては個別指導教室を適用した指導 ・警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第4段階	・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる ・方引きや他人への暴力を強要する ・拳銃をうばう、盗む、たかる	・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる	・教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 ・警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導	
第5段階	初めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	初めて重い暴力・傷害行為		・警察、こども相談センター、児童自立支援施設等における対応

○第1～5段階については、「体育・暴力行為を許さない学校づくりのために」の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」の範囲による。

○いかなる段階であっても何様の問題行動を繰り返し、各段階においての対応で解決しない場合は、一段階上の対応を行う。

○「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元教員先生等がいらっしゃる丁寧な立ち直り支援を行うためのもの。

※この「学校安心ルール」(案)の内容は、あくまでも例示であり、生活指導のひとつめやすとして試行的に運用します。

※「その他のルールとして」の第1～5段階の行為等については、警察など関係機関の判断に基づいて段階を判定し、対応を行うものとする。

※出席停止とは…公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保護するという観点から設けられている。